

みやざき木の魅力発信事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度みやざき木の魅力発信事業業務委託

2 目的

みやざきスギをはじめとした県産木材について、自然素材の心地良さを体感させるなど、木材の魅力をPRできる拠点施設を整備するとともに、県産木材の情報発信を行い、木材の利用拡大に対する意識醸成を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 県庁内（県民室）での県産木材の魅力展示スペースの整備

①内装床木質化

- ・床材は土足使用を前提として宮崎県産杉材の表層圧密(オイル塗装仕上げ)の床板とし、等級については小節以上とすること。
- ・室内にはバリアフリー対応のスロープを設置し、現状の床面に傾斜や床材の剥がれが見られていることから新設の床材は直貼りせず下地。施工により不陸調整すること。

②木製調度品

- ・椅子やテーブル、什器などの木製調度品の選定については、県民の方に木の良さや本県の木材の魅力を十分に発信できるものとし、天板や座面に宮崎県産の中空パネルや3層パネルや無垢材等をふんだんに使用すること。なお、調度品については既製品、オーダーメイド品等の指定はしないものの全体的に統一されたデザインとすること。
- ・調度品の導入数量については、現在設置してあるパンフレットやポスター、展示物等を全て納められる構造とし、室内の座席数も同等以上とすることで室内の機能が低下しないようにすること。
- ・既存の木製調度品に関しては、再利用についての提案を行うこと。

(2) 県産木材についての情報発信

①みやざきスギをはじめとした県産木材の魅力発信

- ・魅力発信の内容については、県のグリーン成長プロジェクトの趣旨に沿った内容とし、出口戦略である木材利用はもちろんのこと、再造林意識の向が図られ再造林率の向上につながるものとする。

5 協議

この仕様書に定める事項において疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

6 業務成果の帰属等

- (1) 本業務により受託者が制作したプロモーション素材（映像や写真等の素材）の成果物に関する所有権、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとし、県はウェブサイトやSNS等に随時使用、複製できるものとする。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 著作権については、契約書の規定もあわせて確認すること。

7 その他

- (1) 事業効果を高めることを目的に、本使用以外の内容を付加することは差し支えない。
なお、その場合、事前に県と協議の上、了解を得るものとし、成果報告に独自提案であることを記載するものとする。
- (2) 受託者は、業務を実施するに当たって、県と十分な調整を行うとともに、適宜意見交換の場を設けるなど、より良い魅力展示スペースの整備、情報発信について協力すること。
また、事業の進捗について、県は受託者に対し、随時、報告を求めることができるものとする。
- (3) 委託業務により制作する情報発信の最終データについては県と協議の上決定すること。
なお、委託事業の内容については、企画提案により受託者が決定した後、県と協議により変更することがある。これに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて県との協議の上、対応することとする。
- (4) 受託者は、業務の遂行に当たって、県民や企業等の第三者から批判を受けることのないよう十分に配慮するとともに、万が一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

8 成果品

- (1) 報告書
- (2) 制作した魅力発信素材を電子媒体に保存したもの